

知っ得 情報ボックス

町文化祭の展示作品募集

町では、文化の薫り高いまちづくりを目指して、第4回長島町総合文化祭を開催します。

町民の皆さんや団体等からの出品をお願いし、より豊かで充実した文化祭にしたいと思います。皆さんからの出品をお待ちしています。

○期間

11月7日(土)～8日(日)

○会場

長島町文化ホール

長島町B & G 海洋センター
体育館

○応募作品

生花、短歌、盆栽、菊、竹
細工、手芸品、陶芸 ほか

○作品搬入日

11月6日(金)

午前10時～午後6時

◎申込・問い合わせ先

町文化協会事務局

(教育委員会社会教育課)

☎(86) 1111

内線2231

行政相談所を開設

総務省では、国民に行政相

談制度を周知するとともに、行政相談を気軽に利用してもらうため、10月19日から23日を秋季行政相談強調月間と定めて、全国的に各種行事を行っています。

本町では、行政相談員が国の仕事についての疑問や要望などに、自宅や電話で応じています。

本町の行政相談員が、行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は守られます。

○日時 11月23日(金)

午前9時～正午

○場所・相談員

・長島町開発総合センター

2階会議室 村尾美代子氏

・指江庁舎

2階会議室 池田尚正氏

◎問い合わせ先

役場総務課

☎(86) 1111

内線1213

11月は不法投棄防止強化月間です

県では、産業廃棄物の不法

投棄等の根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定めています。

期間中は、不法投棄防止の普及・啓発活動や産業廃棄物の不法投棄防止パトロール等を強化しています。

不法投棄は重大な犯罪です。この機会に一人ひとりが、「不法投棄をしない。させない。見つけたらすぐ電話を」という意識を持ち、不法投棄のない住みよい地域をつくりましょう。

◎問い合わせ先 県庁廃棄物・リサイクル対策課

☎099(286)3810



10月は「土地月間」です

土地は、国民のための限られた貴重な資源です。

将来の子どもたちのためにも、明日の豊かな暮らしのためにも土地の有効利用が大切です。

国土利用計画法では、一定面積以上の大規模な土地取引には届出が必要です。取引の規模(面積用件)がその他の区域で1万㎡以上の場合、権利取得者(売買の場合であれば買い手)は、知事あての届出書に必要な書類を添付して、契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場へ届け出てください。

◎問い合わせ先

役場企画財政課

☎(86) 1111

内線1256

宅地建物に関する相談

県と社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会では、宅地建物取引に関する無料相談を実施します。

○日時